

## 作成組織の在り方について(未定稿)

### 1 基本的な考え方

- 地方公共団体の保有する個人に関する情報に係る非識別加工情報について、地方公共団体の保有する個人情報に係る匿名加工情報を活用し、新産業の創出等を促進する観点から、統一的なルールにより匿名加工情報の作成・提供を可能とするための仕組みが望ましい。
- 地方公共団体に要求される水準と同等の情報セキュリティを確保し、十分な匿名加工技術を有する等の一定の基準を満たし、地方公共団体の保有する個人情報の非識別加工情報を適正かつ効果的に作成・提供することができる組織を公的に認定する。
- 国の認定を受けた組織(以下「作成組織」という。)は、地方公共団体の保有する個人に関する情報に係る非識別加工情報に関して、データを利活用しようとする民間事業者に対し提案を募集する。
- 作成組織は、民間事業者から提案された内容を審査し、適正な利活用と認める場合は、地方公共団体から当該提案に係る非識別加工情報を作成するために必要な限度で、個人に関する情報の提供を求めることができる。
- 作成組織からの求めに対し、地方公共団体からは、非識別加工情報を提供することにより、個人等の権利利益を害するおそれがある場合又は地方公共団体の事務事業に支障を生じるおそれがある場合を除き、作成組織に対して、必要な情報が提供される仕組みとする。
- 上記の他、非識別加工情報の作成・提供に係る手続き等については、行政機関等個人情報保護法における行政機関非識別加工情報等の仕組みを基本に、具体化を図ることとする。

### 2 作成組織の認定

- 地方公共団体が個人情報を取り扱う際に要求される水準と同等の安全管理措置、十分な匿名加工技術及び適正かつ安定的な事業運営等に関する認定基準を設ける。
- 具体的には、

- ① 欠格事由に該当しないこと
  - ② 非識別加工情報を適格に作成し、提供する能力を有していること
  - ③ 安定的な事業運営が見込まれること
  - ④ 十分な安全管理措置が講じられていること
- といった基準が考えられる。

### 3 対象とする情報の範囲

- 地方公共団体の保有する個人に関する情報(※)のうち、非識別加工情報を提供することにより、個人等の権利利益を害するおそれがある場合、地方公共団体の事務事業に支障を生じるおそれがある場合を除くものとする。

(※)個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報と同様の内容とする。

### 4 作成組織に対する地方公共団体からの個人情報の提供

- 作成組織は、地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報を利活用しようとする事業者(「利活用事業者」という。)からの提案を募集する。
- 作成組織は、利活用事業者からの提案内容を審査し、審査結果に基づいて、必要な個人情報について、地方公共団体に提供を求める。
- 地方公共団体は、作成組織からの求めに応じ、必要な範囲で、個人情報を提供する。提供する際、個人情報に一定の加工を施す等、安全面に対する配慮に努めることとする。

### 5 作成組織に対する規律

- 作成組織は、個人情報保護法に定める匿名加工情報と同一の基準で非識別加工情報を作成する。
- 作成組織は、地方公共団体から提供を受けた個人情報を、提案に必

要な非識別加工情報を作成すること以外の目的では利用・提供しない。

- その他、地方公共団体が個人情報を取り扱う際に要求される水準と同等の安全管理措置を講じるとともに、行政機関等と同様、従業者等に対する義務を課す。

## 6 作成組織に対する監督

- 作成組織の適正な事業運営を確保するため、作成組織は、監督官庁に対し、定期的な報告を行うとともに、監督官庁の報告聴取・立入り検査・改善命令に応じるものとする。
- 認定基準を満たさなくなったとき等は作成組織の認定の取消しを行う。

## 7 地方公共団体におけるデータ項目等の公表

- 地方公共団体は、「3 対象とする情報の範囲」で整理する範囲内で、非識別加工情報の作成対象となる個人情報を含むデータベースについて、データ項目等の内容を公表する。

## 8 利活用事業者に対する規制

- 非識別加工情報の提供を受けた利活用事業者に対しては、非識別加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するための照合等が禁止される。
- その上で、非識別加工情報の利用の適正性を確保するため、作成組織は、利活用事業者との契約において、情報の利用内容を明確にする。

## 9 立法措置の在り方と実効性の確保

- 作成組織の仕組みについては、国の認定や地方公共団体からの情報の提供等について、法律の根拠を設けることが適当と考えられる。
- 作成組織の事業採算性等の実効性の検証結果を踏まえた措置を講じるものとする。

## 10 立法措置と地方公共団体の条例による非識別加工情報の規定の関係

- 作成組織の仕組みは、地方の非識別加工情報の作成・提供を統一ルールの下で効率的に行うことが可能となるという点において、今後、基本的に、非識別加工情報の仕組みを導入するために個人情報保護条例を改正等する必要はないものと考えられる。

# 「作成組織の在り方」のイメージ

- ① 地方公共団体は、個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表 ※国によるポータルサイトの構築も検討（第三者の権利利益侵害のおそれのあるファイルは公表対象外）
- ② 利活用事業者等は、作成組織に対して非識別加工情報の作成・提供に関する提案を実施
- ③ 作成組織において、②提案内容について、利用目的や適正管理等の内容を審査
- ④ 作成組織より、地方公共団体に対し、②提案に対応する個人情報の提供を要請（書面において、利活用事業者・利用目的・適正管理等を明示）
- ⑤ 地方公共団体は、該当する情報について、一定の加工を実施
- ⑥ 地方公共団体は、作成組織に対する個人情報の提供の際に、提供情報の内容等を公表
- ⑦ 作成組織において、非識別加工情報を作成（地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイル毎に匿名加工を実施）
- ⑧ 利活用事業者等に対して、非識別加工情報を提供（作成組織と利活用事業者間の契約において、非識別加工情報の二次流通の制限等、

適正な利用を確保)

